

# きつき消費者かわら版

令和8年2月13日発行



市民の皆様から寄せられた消費者トラブルの相談や、注意してもらいたいニュースを定期的にお伝えする情報紙です。トラブルの未然防止にお役立ていただければ幸いです。

- 11月～1月の相談件数は49件で、前年と比べ19件増加しています。引き続き、インターネット通販に関する相談が多く寄せられています。SNSに表示される広告には十分注意し、契約する前に契約内容と事業者情報等をよく確認しましょう。

## 訪問販売によるリフォーム工事・点検商法

訪問販売によるリフォーム工事では、「契約をせかされて不要なリフォーム工事をした」などといった相談が寄せられています。

また、点検に来たと訪問し、「工事をしないと危険」などの理由をつけて商品やサービスを契約させる「点検商法」の相談が寄せられています。

### ■ 訪問販売のルール① 事業者の氏名等の明示義務



訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って、次の3つの事を伝えることが義務付けられています。

- 会社名（勧誘を行う人の氏名）
- 勧誘する商品・サービスの種類
- 勧誘をする目的であること

### ■ 訪問販売のルール② 再勧誘の禁止

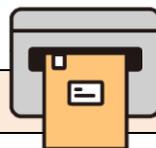
勧誘をはっきりと断っている消費者に対し、「引き続き勧誘すること」「改めて訪問して勧誘すること」は禁止されています。



### ■ 訪問販売のルール③ 書面交付義務

事業者には、契約の申し込みを受けた時や契約を締結した時には、契約書を交付することが義務付けられています。

契約書に記載しなければならないことは、販売価格、代金の支払時期・方法、商品の引渡時期、契約解除に関する事項、事業者の氏名・住所・電話番号・代表者氏名、担当者名、契約日、商品の型式・種類・数量等です。



### ■ 訪問販売のルール④ クーリング・オフ

訪問販売では、契約書面を受け取った日を1日目と数え、8日間以内であれば、書面または電磁的方法（電子メールの送付等）により契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

 裏面に「消費者へのアドバイス」

必要  
ありません

## 【消費者へのアドバイス】

- ❑ 訪問相手が名乗らない場合は、ドアを開けずに対応しましょう。
- ❑ 勧誘を受ける意思がない場合は、「お金がない」とか「今は忙しい」「家族に聞いてみな」となどの言葉でやんわりと断るのではなく、「必要ありません」「興味ありません」「お断りします」などの言葉を使い、きっぱり断りましょう。
- ❑ 点検と言われても、簡単に家に入れたり屋根に上らせないようにしましょう。
- ❑ トラブルにあった場合や不安などがある場合は、できるだけ早く相談してください。

## 悪質通販サイトに注意

「通販サイトで商品を注文したが商品が届かず、事業者と連絡がとれない」「粗悪品が届いたのに代金の一部しか返金しないと言われた」など、悪質通販サイトによるトラブルが寄せられています。



## ネット通販で商品を購入する前に確認を

- ❑ 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- ❑ ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- ❑ 支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である
- ❑ キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない  
(サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう)
- ❑ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない  
(表記されていたとしても当該サイト運営事業者とは無関係の事業者情報が記載されている場合もあるので、注意が必要です)

国民生活センター越境消費者センターHPにて悪質通販サイト情報公表中

お問合せ・相談先

杵築市消費生活センター（商工観光課内） TEL 0978-62-1808  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL 097-534-0999